

令和7年度グローバル人材育成講座実施業務委託仕様書

1 業務の目的

三重県の未来を担う若者が様々な場で活躍していくためには、世界のつながりの中で自分たちの地域や生活について考えることが必要である。そこで本事業では、若者が国際的な意識・感覚を高め、世界へ目を向けるきっかけとなるような講座を開催することで、三重の未来を担う若者の国際的な視野を広げ、グローバル人材の育成につなげることを目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日（金）まで

3 業務の内容

(1) 講座内容の提案

若者の国際的な視野を広げるための講座を企画し、実施すること。各講座の内容については以下の条件を満たすものとする。

①対象者

- ・ 県内の高校・短期大学・専門学校・大学・大学院に所属する生徒・学生
- ・ 県外の高校・短期大学・専門学校・大学・大学院の所属であるが、三重県出身である生徒・学生
- ・ 三重県に居住する、または三重県で就労している若者（年齢 35 歳未満）
- ・ 現在は三重県外に居住するが、三重県出身、または県内の高校・短期大学・専門学校・大学・大学院を卒業した若者（年齢 35 歳未満）

②実施回数および内容

下記ア、イいずれかの内容を含む講座を3回以上（各回半日程度）

ア 対面による講義

- ・ 海外派遣経験者等グローバル人材として活躍する県内企業・団体職員の活動経験等を学ぶ。
- ・ 国際的な諸課題（気候変動、環境問題、異文化理解等）について学び、学んだことをもとに意見交換やグループワーク、ディスカッションを行う。

イ フィールドワーク

- ・ 三重県でグローバルに活躍する企業・団体を訪問し、業務・活動内容を見学する。参加者の体験を伴った理解を促し、若者の国際的な視野の拡大や、外国語学習意欲の向上が望める内容が望ましい。

③参加人数

各回 30 名程度

全講座共通

- ・開始から解散まで、すべての日程について進行を取り仕切ること。
- ・全講座に関して、各回に初めて参加する者や事前の専門的な知識がない者にも理解しやすく、連続で参加できない者も当実施事業の効果の得られる内容とすること。
- ・対面による講義において、講義内容を踏まえた質疑応答やグループディスカッションなど、参加者の理解を深めるとともに、参加者が話せる時間を確保すること。
- ・講座開催後、参加者の感想を確認するアンケート調査を行い、結果を報告すること。また、アンケートでは、講座受講によりグローバル人材としての意識・関心が高まったかどうかを調査し、分析結果を踏まえ、次回以降の講座が有意義で効果が高いものとなるよう改善を加えること。
- ・生徒・学生が参加しやすい時期・スケジュールを考慮して実施すること。なお、時期・スケジュールについて、候補の段階で委託者に報告すること。
- ・生徒・学生が興味を持つような講座内容になるよう工夫すること。

(2) 事前準備

①事業実施内容に関する連絡調整

- ・講義及びフィールドワークにおいて、当日のレクチャー内容、ディスカッションの方法、進行等について、委託者と協議しながら決定すること。
- ・会場設営、資料配布など講座に必要な一切を準備すること。

②参加者への連絡調整

- ・参加者の募集・申込受付・問い合わせの対応を行うこと。募集にあたっては、各回 30 名程度の参加者を確保できるよう工夫すること。
- ・講座参加費は無料とすること。なお、講義及びフィールドワークを行う会場までの交通費は参加者の負担とする。
- ・講師や進行補佐役として参加する者に対して、必要となる謝金や交通費等の経費を支払うこと。

③会場手配

- ・講義において、三重県内で参加者 30 名以上とスタッフを収容できる会場を手配し、必要となる使用料を支払うこと。

④配付資料、消耗品等

- ・講義及びフィールドワークにおいて、参加者に配布する資料、レクチャー及びグループディスカッションに必要な消耗品類を準備すること。

⑤保険加入

- ・参加者に傷病等が発生したときに備えて、レクリエーション傷害保険に加入すること。
- ・補償内容は、死亡保険金額 10,000 千円、入院保険金日額 10,000 円、通院保険金日額 5,000 円以上を目安にする。

⑥広報

- ・県内の高校や大学にチラシを送付したり、ホームページで情報発信したりするなど、各回 30 名程度参加者が集まるよう広報すること。

4 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、業務の実施に当たっては、実施内容を委託者と十分に協議したうえで関係機関との調整を行うこと。また、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を随時確認・報告すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たって、責任者、主担当者の役割を明確にし、実施体制表を委託者に提出すること。また、本事業が円滑に実施できるよう、使用する会場、講師等との連絡調整を密にすること。
- (3) 契約事務の一部を再委託する場合は、委託者の承諾を得ること。
- (4) 本事業の委託料の支払いに関し、前金払い、部分払いは行わない。事業実施後、一括して精算払いとする。
- (5) 納品物
 - ①委託業務計画書
 - A 4判の委託業務実施内容及び実施スケジュールを記載した計画書のデータファイルを、契約後、速やかに提出すること。
 - ②委託業務実施結果を記載した「委託業務報告書」
 - A 4判・両面印刷で作成した報告書のデータファイルを、委託業務完了後、令和8年3月13日（金）までに提出すること。
 - ③その他 写真等、実施内容説明に必要と思われる資料
- (6) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (7) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - ①受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

②委託者は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

(8) その他

- ①成果物の著作権は委託者に帰属するものとする。
- ②本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するとともに、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- ③その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- ④災害等により中止、延期又は開催形式を変更する場合、運営や変更決定時点までに要した費用やキャンセル料については、委託者が負担するものとする。
- ⑤業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ⑥業務実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と受託者が協議のうえ実施するものとする。